

丹波市地域防災計画

合冊版 本編

令和7年度（2025年度）修正

丹波市防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 1 章 計画の前提	1
第 1 節 計画の趣旨	1
第 1 計画の目的	1
第 2 計画の基本的な考え方	1
第 3 計画の性格と役割	2
第 4 重点を置くべき事項	2
第 5 計画の構成	3
第 6 計画の修正	4
第 2 節 防災ビジョンと基本方針	5
第 1 防災ビジョンの再設定	5
第 2 防災ビジョンの内容	5
第 3 節 防災機関の事務又は業務の大綱及び市民等の責務	8
第 1 防災機関の事務又は業務の大綱	8
第 2 市民等の責務	14
第 2 章 市の概要	16
第 1 節 自然的条件	16
第 1 地形と地質	16
第 2 節 社会的条件	25
第 1 人口等	25
第 2 観光入込客	26
第 3 産業	27
第 4 交通	27
第 5 土地利用	27
第 3 章 災害に関する現状と課題	28
第 1 節 風水害等の危険性と被害の特徴	28
第 1 台風・集中豪雨災害の履歴	28

<u>第2 水害特性</u>	39
<u>第3 その他の災害による被害と防災上留意要素項目</u>	44
<u>第4 土砂災害危険箇所・雪崩危険箇所等</u>	45
<u>第5 平成16年台風第23号による被害の概要</u>	46
<u>第6 平成26年8月豪雨による被害の概要</u>	48
<u>第2節 地震災害の危険性と被害の特徴</u>	51
<u>第1 既往地震の概要</u>	51
<u>第2 地震による被害想定</u>	52
<u>第3節 市の防災に関する課題</u>	61
<u>第1 平成16年台風第23号災害からみた課題</u>	61
<u>第2 市町村合併に係る課題</u>	62
<u>第3 平成26年8月丹波市豪雨災害からみた課題</u>	63

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	1
第1 災害応急対策への備えの充実	1
第2 住民参加による地域防災力の向上	1
第3 強固でしなやかな地域防災基盤の整備	1
第4 調査研究体制等の強化	2
第5 その他の災害の予防対策の推進	2
第2章 災害応急対策への備えの充実	3
第1節 組織体制の整備	3
第2節 研修・訓練の実施	5
第1 研修	5
第2 防災訓練	5
第3節 広域防災体制の確立	8
第1 市町間の連携強化	8
第2 防災関係機関との連携強化	9
第3 県等との連携強化	9
第4 国との連携強化	10
第5 その他関係団体等との連携強化	10
第6 受援体制	10
第4節 災害対策拠点の整備・運用	11
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	12
第1 市防災行政無線の整備	12
第2 緊急時ホットライン電話の充実	12
第3 災害無線通信体制の充実強化	12
第4 フェニックス防災システムの活用	12
第5 防災情報提供システムの活用	12
第6 オンライン GIS の導入	12
第7 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの活用	13
第6節 防災拠点の整備	14
第1 地域防災拠点の整備・充実	15
第2 コミュニティ防災拠点の整備・充実	15
第3 広域防災拠点との連携	16
第7節 火災予防対策の推進	18

第 1 出火防止・初期消火体制の整備	18
第 2 消防施設・設備の整備	19
第 8 節 防災資機材の整備	21
第 9 節 災害救急医療システムの整備	22
第 1 医薬品等の備蓄	22
第 2 住民に対する啓発	22
第 3 災害医療体制等の整備	22
第 4 被害想定結果の活用	22
第 10 節 緊急輸送体制の整備	23
第 1 緊急輸送路ネットワークの形成	23
第 2 緊急交通路の確保	23
第 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	23
第 11 節 避難対策の充実	24
第 1 内容	24
第 2 避難所の配置	27
第 12 節 備蓄体制等の整備	30
第 1 基本方針	30
第 2 食料	30
第 3 生活必需物資	31
第 4 応急給水	33
第 5 医薬品	34
第 13 節 家屋被害認定士制度等の整備	35
第 1 家屋被害認定士制度の整備	35
第 2 被災建築物・宅地応急危険度判定制度の整備	36
第 14 節 廃棄物対策の充実	37
第 1 災害廃棄物処理計画の策定	37
第 2 応援体制の整備	37
第 3 その他	37
第 15 節 災害時要配慮者支援対策の充実	38
第 1 災害時要配慮者支援体制の整備	38
第 2 情報伝達体制の整備	39
第 3 安全な避難場所の確保	39
第 4 災害時要配慮者に配慮した食料・物資の確保	39
第 5 平常時の地域ケアシステムとの連携	39
第 6 災害時要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施	40
第 7 難病患者等への支援体制の整備	40

第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	41
第1 「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成	41
第2 受入体制の整備	41
第3 ボランティア活動の支援拠点の整備	41
第4 災害ボランティア活動の環境整備	42
第17節 水防対策の充実	43
第1 浸水想定区域における避難確保措置	43
第2 避難確保計画の作成指導等	43
第3 住民への周知	43
第4 避難マニュアルの作成	43
第18節 土砂災害対策の充実	45
第1 警戒避難体制の整備等	45
第2 土砂災害による被害を防止するための対策（住民への周知）	45
第3 防災意識の向上施策	46
第4 避難マニュアルの作成	46
第19節 中山間地等における風水害・地震対策	47
第1 集落孤立の抽出	47
第2 集落の孤立に備えた対策の推進	47
第20節 兵庫県住宅重建共済制度の活用	49
第1 制度の概要	49

第3章 住民参加による地域防災力の向上	50
第1節 防災に関する学習等の充実	50
第1 一般住民に対する防災思想の普及	50
第2 災害教訓の伝承支援	50
第3 一般住民に対する防災知識の普及	50
第4 防災関係機関の職員が習熟すべき事項	52
第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	52
第6 ひょうご防災リーダー講座への参加	52
第7 学校における防災教育	53
第2節 自主防災組織の確立と育成	54
第1 方針	54
第2 活動	54
第3 育成強化対策	55
第3節 消防団の充実強化	57
第1 實施機関	57

第 2 充実強化対策	57
第 4 節 企業等の地域防災活動への参画促進	58
第 1 災害時に企業等が果たす役割	58
第 2 企業等の平常時対策	58
第 3 事業所の防災組織	58
第 4 章 強固でしなやかな地域防災基盤の整備	60
第 1 節 市街地等の防災構造の強化	60
第 1 防災基盤	60
第 2 まちの安全性	60
第 3 河川施設の整備	60
第 4 内水の排除対策の推進	60
第 5 ため池施設の整備	61
第 6 その他施設の整備	61
第 2 節 地震防災緊急事業の推進	62
第 1 地震防災緊急事業の計画年度	62
第 2 対象事業	62
第 3 地震防災緊急事業五箇年計画	63
第 4 財政措置	63
第 5 事業の実施	63
第 3 節 防災基盤・施設等の整備	64
第 1 対象事業	64
第 2 防災基盤整備事業計画	64
第 3 財政措置	64
第 4 事業の実施	64
第 4 節 建築物等の耐震性の確保	65
第 1 計画的かつ総合的な耐震化の推進	65
第 2 公共施設等の耐震化	65
第 3 一般建築物耐震化の促進	65
第 4 建築物の耐震性強化の意識啓発	68
第 5 落下物等の対策	68
第 6 ブロック塀の倒壊防止対策	69
第 7 室内安全対策（家具等の転倒防止）の推進	69
第 5 節 地盤災害の防止施設等の整備	70
第 1 砂防設備の整備	70
第 2 地すべり防止施設の整備	70

第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備	70
第4 森林整備及び治山施設の整備	71
第5 土地改良施設の整備	71
第6 宅地造成等の規制	71
第7 災害危険区域対策の実施	72
第8 地盤の液状化対策の実施	72
第6節 交通関係施設の整備	74
第1 道路施設の整備	74
第2 鉄道施設の整備	75
第3 災害時用臨時ヘリポート対策の実施	75
第7節 ライフライン関係施設の整備	76
第1 電力施設の整備等	76
第2 ガス施設の整備等	81
第3 電気通信施設の整備等	81
第4 水道施設の整備等	84
第5 下水道施設の整備等	85
第6 共同溝等の整備	86
第8節 地下空間等の防災体制の整備	87

第5章 調査研究体制等の強化	89
第1節 風水害・地震災害に関する調査研究の推進	89
第2節 過去の災害の教訓の発信と継承	90
第3節 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	91
第1 検証事業の成果の活用	91
第2 情報発信と継承	91
第4節 気象観測設備等の充実	92

第6章 その他の災害予防対策の推進	93
第1節 雪害の予防対策の推進	93
第1 道路除雪対策	93
第2 雪崩対策	93
第2節 危険物等の事故の予防対策の推進	94
第1 危険物の保安対策の実施	94
第2 高圧ガスの保安対策の実施	95
第3 火薬類の保安対策の実施	96
第4 毒物・劇物の保安対策の実施	98

<u>第3節 大規模事故災害予防対策の推進</u>	100
<u>第1 交通の安全のための情報の充実</u>	100
<u>第2 安全な運転の啓発及び運行の確保</u>	100
<u>第3 車両等の安全性の確保</u>	100
<u>第4 情報の収集・伝達体制の整備</u>	100
<u>第5 災害応急活動体制の整備</u>	101
<u>第6 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</u>	101
<u>第7 緊急輸送活動等への備え</u>	103
<u>第8 雜踏事故の予防</u>	103
<u>第9 防災関係機関の防災訓練の実施</u>	104

第3編 災害応急対策、復旧・復興計画

第1章 はじめに	1
第1節 災害応急対策、復旧・復興計画について	1
第1 災害応急対策、復旧・復興計画とは	1
第2 災害応急対策、復旧・復興計画の構成	2
第2節 本市の災害対策組織	5
第1 配備体制	5
第2 職員の動員	10
第3 災害警戒本部	12
第4 災害対策本部・支部	13
第2章 災害対策のコーディネート	16
第1節 組織体制を確立する	16
第1 災害警戒本部体制を確立する	16
第2 災害対策本部体制を確立する	18
第3 災害対策支援本部体制を確立する	21
第2節 情報を収集・伝達する	22
第1 災害時の通信を確保・活用する	23
第2 気象警報等の情報を収集・伝達する	25
第3 被害情報等を収集・報告する	30
第4 災害時の広報活動を行う	35
第5 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う	39
第3節 外部に支援を要請する	41
第1 防災関係機関に支援を要請する	41
第2 自衛隊へ派遣要請を行う	43
第3 防災ヘリコプターの応援要請を行う	47
第4 関係機関と連携する	49
第5 災害ボランティアの派遣・受け入れを行う	51
第6 救援物資の受け入れ等を行う	54
第7 災害義援金の募集等を行う	55
第4節 法適用を受ける	56
第1 災害救助法の適用を受ける	56
第2 被災者生活再建支援法の適用を受ける	59

第3章 災害応急対策を行う	60
第1節 住民の避難を支援する	60
第1 避難指示等を発令・解除する	61
第2 警戒区域を設定する	67
第3 避難を誘導する	69
第4 避難所を開設、運営する	70
第5 帰宅困難者への対策を行う	73
第6 広域一時滞在を行う	74
第2節 被災者の救助・救急活動を行う	75
第1 被災者を救出する	76
第2 救急医療を行う	78
第3 医療・助産対策を行う	80
第4 遺体の火葬等を行う	84
第3節 交通・輸送対策を行う	86
第1 交通確保対策を行う	86
第2 緊急輸送対策を行う	91
第4節 物資等の供給を行う	93
第1 食料を供給する	93
第2 応急給水を行う	95
第3 物資を供給する	97
第5節 保健衛生活動を行う	98
第1 ガレキ・流木（災害木）対策を行う	99
第2 ごみ処理対策を行う	100
第3 し尿汲み取り処理対策を行う	101
第4 環境対策を行う	102
第5 精神医療を行う	103
第6 健康対策を行う	104
第7 食品衛生対策を行う	105
第8 感染症対策を行う	106
第9 要配慮者支援対策を行う	110
第10 愛玩動物の収容対策を行う	113
第6節 公共土木施設の応急対策、建築物等の二次災害防止を行う	114
第1 土砂災害	114
第2 道路	115
第3 河川	115
第4 ダム	115

第5 ため池	115
第6 森林防災対策(林道、治山施設、危険木を含む)	116
第7 農地・農業用施設	116
第8 建築物・宅地防災対策	116
第9 水道の確保	117
第10 下水道の確保	118
第7節 文教対策活動を行う	120
第1 教育対策を行う	120

第4章 生活再建、復旧・復興に向けて	123
第1節 住環境を再建する	123
第1 住宅を確保する	123
第2 警備対策を行う	128
第2節 生活再建の資金支援を行う	129
第1 災害弔慰金等を支給する	129
第2 災害復旧資金の融資を支援する	132
第3節 施設災害復旧事業を行う	133
第1 災害復旧事業の種類	133
第2 激甚災害の指定に関する事項	134
第4節 災害復興を行う	136
第1 復興組織を設置する	136
第2 復興計画を策定する	138

第5章 その他応急対策	142
第1節 水防計画	142
第1 総則	142
第2 水防組織	142
第3 重要水防箇所	142
第4 予報及び警報	142
第5 施設の監視等	142
第6 水防活動	144
第7 その他	145
第2節 消火計画	147
第1 地震火災の消火活動の実施	147
第2 消防の広域応援要請	148
第3節 公共的施設災害応急対策	149

第1 鉄道施設における応急対策の実施	149
第2 旅客、帰宅困難者対策	150
第4節 ライフラインの災害応急対策	151
第1 電力の確保	151
第2 ガスの確保	153
第3 電気通信の確保	155
第5節 農林関係対策の実施	157
第1 農林水産業技術応急指導	157
第2 家畜防疫対策	157
第3 飼料確保対策	157
第4 主要作物	157
第5 野菜	157
第6 果樹	158
第7 花き	158
第8 しいたけ	158
第9 流通対策	158
第6章 その他の災害の応急対策計画	159
第1節 雪害等の応急対策の実施	159
第1 道路除雪対策	159
第2 雪崩対策	160
第3 渇水対策	160
第2節 大規模火災の応急対策の実施	161
第1 消火活動の実施	161
第2 相互応援協定の運用	161
第3 他機関との連携	161
第4 救急搬送業務	161
第5 警防計画	161
第6 自主防災組織との連携	162
第3節 危険物施設等の応急対策の実施	163
第1 危険物事故の応急対策の実施	163
第2 高圧ガス事故の応急対策の実施	165
第3 火薬類事故の応急対策の実施	166
第4 毒物・劇物事故の応急対策の実施	167
第4節 突発重大事案の応急対策の実施	169
第1 現地災害対策本部の設置	169

第2 現地災害対策本部の機能	169
第3 現地災害対策本部の設置場所	169
第4 現地災害対策本部の廃止	169
第5 サリン等の発散による被害発生時の措置	169
第6 突発重大事案における警察活動	170
第5節 交通災害応急対策の実施	171
第1 情報の収集・伝達	171
第2 動員の実施	179
第3 自衛隊への派遣要請	179
第4 防災関連機関等との連携促進	180
第5 専門家・専門機関等への協力要請	181
第6 救援・救護活動等の実施	181
第7 緊急輸送活動及び代替輸送	187
第8 こころのケア対策の実施	188
第9 遺体の保存、身元確認等の実施	189
第10 雜踏事故の応急対応	191
第11 危険物等への対策の実施	192
第12 災害情報の提供と相談活動の実施	195

第4編 原子力災害対策計画

第1章 原子力災害総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基礎となる原子力災害の想定	2
第1 原子力施設等の事故災害	2
第2 核燃料物質等の運搬中の事故災害	2
第2章 原子力災害予防計画	3
第1 情報収集・連絡体制の整備	3
第2 災害応急体制の整備	3
第3 原子力施設の事故モニタリング体制の整備	3
第4 運搬中の事故災害モニタリング体制の整備	3
第5 広域避難体制の整備	4
第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備	4
第7 救援・救護活動体制の整備	4
第8 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備	5
第9 災害時要配慮者支援対策の強化	5
第10 住民等に対する知識の普及啓発	6
第11 災害対策要員の研修・訓練の実施	7
第12 防災訓練等の実施	7
第3章 原子力災害応急対策、復旧・復興計画	8
第1節 災害対策のコーディネート	8
第1 原子力施設の事故災害	8
第2 核燃料物質等の運搬中等の事故災害	14
第3 動員の実施	16
第4 自衛隊へ派遣要請を行う	16
第5 防災関連機関等と連携する	16
第6 専門家へ協力要請を行う	17
第7 緊急時モニタリングを行う	18
第8 災害時の広報活動を行う	19
第2節 災害応急対策を行う	21
第1 救援・救護活動等を行う	21
第2 放射性物質による汚染を除去する	31

<u>第3 災害時要配慮者支援対策を行う</u>	32
<u>第4 交通の確保対策を行う</u>	33
<u>第5 社会秩序の維持対策を行う</u>	35
<u>第6 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u>	35
<u>第7 各種制限措置を解除する</u>	36
<u>第3節 生活再建、復旧・復興に向けて</u>	37
<u>第1 被災者の生活支援を行う</u>	37
<u>第2 風評被害等の影響を軽減する</u>	37
<u>第3 心身の健康相談体制を整備する</u>	37